商品概要説明書-積立式定期預金(一般型)-

2025年1月6日現在

-	
項目	内容
1. 商 品 名	積立式定期預金(一般型)
2. ご 利 用 者	どなたでもご利用いただけます。
3. 期 間	お積立期間に定めはありません。
4. 預 入 方 法	○□座振替によるお預入れ
	ご指定の振替日にご指定の金額を指定預金口座からお振替のうえ積み立てま
	す。 □座振替は毎月のほか、年4回以内でお積立金額を増額することもできます。 □□座振替の方法による他、窓口・自動機(ATM)により、自由にお預入れいただ
	けます。
(1)預 入 金 額	1回あたり1円以上、1円単位
	ただし、口座振替によるお預入れは1回あたり5,000円以上、1,000円単位
(2)積立の取扱い	毎回のお積立ごとに、次のとおりお預かりいたします。
	①源泉分離課税またはマル優の適用口座
	3年後の応当日を満期日とする「期日指定定期預金」または〈スーパー定期300〉
	②上記以外の課税適用口座
	2年後の応当日を満期日とする〈スーパー定期〉または〈スーパー定期 300〉
5. 払 戻 方 法	「期日指定定期預金」については、預入日(または継続日)から1年を経過した部
	分については、いつでもお支払いいたします。また、一部解約も可能です。
	払戻し方法には、ご希望の払戻概算額をご指定いただく方法と、払戻しの預入番
	号を個別にご指定いただく方法がございます。
	〈スーパー定期〉〈スーパー定期 300〉については、満期日以降窓口にてお支払いし
	ます。
6. 利 息	
(1)適 用 利 率	毎回お積立ごとに預入日(または継続日)に当社の店頭に表示する「期日指定定期
	預金」、〈スーパー定期〉〈スーパー定期300〉の利率を適用します。
(2)利息計算方法	①源泉分離課税またはマル優の適用口座
	・「期日指定定期預金」については、1年を365日として日割計算(1年複利)
	(付利単位:1円) ・⟨スーパー定期300〉については、1年を365日として日割計算(6カ月複利)
	(付利単位:1円)
	②上記以外の課税適用口座
	・〈スーパー定期〉〈スーパー定期 300〉については、1 年を 365 日として日割
	計算(付利単位:1円)
(3)利 払 時 期	払戻時に、元金とともにお支払いいたします。
7. 税 金	○法人のお客さま:総合課税
	○個人のお客さま: 20.315%(所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%) の源泉分離課税(マル優の場合を除く)
8. 手 数 料	ございません。
9. 付加できる特約事項	①自動貸越サービス(総合口座の当座貸越)
	お預入れいただいたご預金を担保に、自動貸越サービスをご利用になれます。
	(個人のお客さまに限ります)
	ただし、利用限度額は、定期預金残高の90%(最高200万円)までとなります。
	貸越利率=担保定期預金の約定利率+0.5%
	②マル優の取扱対象商品となります。(非課税限度額:最高 350 万円)

みなと銀行

10. 中途解約時のお取扱い 預入日(または継続日)から1年未満でのお支払いなど、満期日前に解約する場合 には、預入毎に「期日指定定期預金」または〈スーパー定期〉〈スーパー定期300〉 の期限前解約利率によりお利息を計算し、元金とともにお支払いいたします。 なお、この場合の「期日指定定期預金」の約定利率は「2 年以上利率」の適用利 率をいいます。 【〈スーパー定期〉〈スーパー定期 300〉期限前解約利率】 ●1 カ月以上 3 年未満のもの 解約日までの期間 期限前解約利率 6カ月未満 解約日の普通預金利率 約定利率×50% 6 カ月以上1 年未満 1年以上3年未満 約定利率×70% ●3 年もの 期限前解約利率 解約日までの期間 6カ月未満 解約日の普通預金利率 6 カ月以上1 年未満 約定利率×40% 1年以上1年6カ月未満 約定利率×50% 1年6カ月以上2年未満 約定利率×60% 2年以上2年6カ月未満 約定利率×70% 2年6カ月以上3年未満 約定利率×90% 【「期日指定定期預金」 期限前解約利率】 解約日までの期間 期限前解約利率 6カ月未満 解約日の普通預金利率 6カ月以上1年未満 約定利率(2年以上利率)×40% 1年以上1年6カ月未満 約定利率(2年以上利率)×50% 約定利率(2年以上利率)×60% 1年6カ月以上2年未満 2年以上2年6カ月未満 約定利率(2年以上利率)×70% 2年6カ月以上3年未満 約定利率(2年以上利率)×90% 11. 当社が契約している 一般社団法人全国銀行協会 指定紛争解決機関 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 12. その他ご留意 ①この預金は、預金保険制度の対象となります。 いただく事項 ②個人のお客さまの場合、リテール口座「ゆとりの通帳」にお預入れいただけま す。この場合、口座振替は毎月のほか、年6回以内で自由に振替月を決めるこ とができます。 ③口座振替による振替日が銀行の休日の場合、その翌営業日に振替える取扱とな ります。ただし、振替日が月末日指定で休日にあたる場合、その前営業日に振 替える取扱となります。 ④この預金を「ゆとりの通帳」にお預入れいただき、自動貸越サービスをご利用 のお客さまは、自動機(ATM)による払戻しをご利用いただけます。 ・ 積立のうち期日指定定期預金で運用され、預入後1年の据置期間を経過した ものについて、自動機を利用して支払できます。 ・支払は、自動機で指定した支払希望額による概算支払で行い、元利金を指定 口座へ入金します。 ・支払限度額は、1回あたり1万円以上1千円単位、100万円以下となります。

みなと銀行

本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。

⑤この預金は「積立式定期預金規定」によりお取扱いいたします。